

精華町分別収集計画

令和7年7月8日

1 計画策定の意義

本町は、関西文化学術研究都市の発展に伴い人口が急激に増加した結果、発生したごみの処理を行う施設の能力が限界に達し、また、老朽化していたことから、廃棄物処理に係る一部事務組合を構成する隣市に、新しいごみ処理施設を建設し、平成30年9月から本格的に稼働しているという状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「新法」という。）で新たに分別収集を推進された所謂製品プラスチックを分別収集し、地域における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物の削減を図る目的で、住民・事業者・行政が協働して取り組みを進めていくことが求められるため、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物及び製品プラスチックの発生抑制、再使用、再資源化により循環型社会の実現を目指す。
 - ・住民・事業者・行政の連携した取り組みによる環境負荷の低減を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、以下を対象とする。

- ① スチール製容器 [スチール缶]
- ② アルミ製容器 [アルミ缶]
- ③ ガラス製容器 [無色、茶色、その他]
- ④ 飲料用紙製容器 [紙パック]
- ⑤ 段ボール製容器
- ⑥ ペットボトル
- ⑦ プラスチック製容器包装

加えて、下記の品目も対象とする。

- ⑧ 製品プラスチック

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
容器包装廃棄物	978.3t	990.9t	989.6t	987.9t	985.9t

6 各年度における製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号相当量)

年 度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
製品プラスチック	153.8t	155.8t	155.6t	155.4t	155.1t

7 容器包装廃棄物の排出抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

- ① 教育・啓発活動の充実、マイバッグ・マイボトル運動の推進
- ② 住民・自治会等への分別収集の徹底
- ③ 廃棄物減量に向けた住民団体等との協働による問題点の洗い出し
- ④ 事業者に対して、自主回収・リサイクル推進を依頼

8 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、精華町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

なお、紙パック及び段ボールについては、自治会等による廃品回収及び町直営の古紙回収の併用とする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		カン・鉄くず類
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	びん・ガラス類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック（古紙回収）
主として段ボール製の容器		段ボール（古紙回収）
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

加えて、プラ新法に基づく製品プラスチックの収集に係る分別区分を下表に定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
プラ新法に基づき分別収集するもの		ビニール・プラスチックごみ

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

種類	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	38.4		38.9		38.8		38.7		38.7	
主としてアルミ製の容器	38.0		38.5		38.5		38.5		38.3	
無色のガラス製容器	55.9		56.6		56.6		56.5		56.4	
	0	55.9	0	56.6	0	56.6	0	56.5	0	56.4
茶色のガラス製容器	36.7		37.1		37.1		37.0		37.0	
	0	36.7	0	37.1	0	37.1	0	37.0	0	37.0
その他のガラス製容器	34.1		34.5		34.5		34.4		34.3	
	34.1	0	34.5	0	34.5	0	34.4	0	34.3	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	8.2		8.3		8.3		8.3		8.3	
主として段ボール製の容器	240.3		243.4		243.1		242.7		242.2	
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	105.7		107.1		106.9		106.7		106.5	
	0	105.7	0	107.1	0	106.9	0	106.7	0	106.5
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの 製品プラスチック（プラ新法に基づく分別対象物）	419.4		424.9		424.3		423.6		422.7	
	419.4	0	424.9	0	424.3	0	423.6	0	422.7	0
	153.8		155.8		155.6		155.4		155.1	
	0	153.8	0	155.8	0	155.6	0	155.4	0	155.1

※ 2段書き下段の左の枠は、(財)日本容器包装リサイクル協会再生事業者引渡量、右の枠は、(財)日本容器包装リサイクル協会再生事業者以外に町独自で行う処理量

10 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{変動率}$$

また、人口変動率は、令和5年3月に作成した精華町第6次総合計画の人口推計結果に基づき、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
38,964人 (対前年度比) 108.2%	39,468人 (対前年度比) 101.2%	39,413人 (対前年度比) 99.9%	39,347人 (対前年度比) 99.8%	39,269人 (対前年度比) 99.8%

11 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる紙パックや段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集（古紙回収）を実施することとし、実施団体がない地域等については、町が定期的に回収を行う。

容器包装の品目	収集段階の分別区分	実施主体	
		収集運搬	選別圧縮保管
主としてスチール製の容器	カン・鉄くず類	委託業者	委託業者での選別圧縮保管
主としてアルミ製の容器	カン・鉄くず類	による指	による指
無色のガラス製容器	びん・ガラス類	定日回収	定日回収
茶色のガラス製容器	びん・ガラス類		委託業者での選別保管
その他のガラス製容器	びん・ガラス類		
主として紙製の容器であ	紙パック（古紙回収）	集団回収	民間事業者

って飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		町で拠点収集	
主として段ボール製の容器	段ボール（古紙回収）	集団回収	民間事業者
		町で拠点収集	
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による指定日回収	委託業者での選別圧縮保管
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの プラ新法に基づき分別収集するもの	プラスチック製容器包装	委託業者による指定日回収	委託業者での選別圧縮保管
	ビニール・プラスチックごみ	委託業者による指定日回収	委託業者での選別破碎保管

12 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装の品目	収集機材及び中間処理施設		
	収集容器	収集車	中間処理（選別圧縮等）施設
主としてスチール製の容器	ビニール袋	2 t 及び 4 t ダンプ	委託業者で機械選別及び手選別を行い保管
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			

その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紐かけ		自治会等で収集し、民間業者が回収
	紐かけ	ダンプ	民間業者
主として段ボール製の容器	紐かけ		自治会等で収集し、民間業者が回収
	紐かけ	ダンプ	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であつて飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ビニール袋	機械車	委託業者で圧縮保管
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	ビニール袋	機械車	委託業者で圧縮保管
プラ新法に基づき分別収集するもの	ビニール袋	機械車	委託業者で選別を行い保管

13 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑に進め実効あるものにするため、住民啓発を徹底し、また各自治会や各種住民団体、地元企業と町及び委託業者のパートナーシップを確立し、町全体として循環型社会の形成に取り組む。

自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、補助金の交付や集積場所設置費の補助等を継続して行う。